

# よくあるご質問

## 1. 住宅防音工事の対象となる住宅について

質問1 住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか

決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。

建設時期が分からない場合は、住宅防音工事希望届（以下、希望届という）をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。詳しくは近畿中部防衛局にお問い合わせください。

対象地域	対象時期
小松飛行場周辺	昭和59年12月20日

質問2 私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか

小松飛行場については、小松防衛事務所に置かれた「縦覧図」で対象区域を確認できます。

また、近畿中部防衛防衛局にお問い合わせいただいても結構です。

## 2. 住宅防音工事の事務手続きについて

質問1 どうすれば住宅防音工事を申し込むことができますか

希望届に希望の工事を記入していただき、近畿中部防衛局へ郵送してください。

なお、希望届は近畿中部防衛局のホームページまたは市町村役場等に備えてあります。

希望届データ [近畿中部防衛局 \(ホームページにリンクしています\)](#)

- 希望届紙
- ① 小松市役所空港・基地政策課
  - ② 加賀市役所環境課  
加賀市行政サービスセンター「かも丸ステーション」
  - ③ 能美市役所生活環境課  
根上サービスセンター  
寺井サービスセンター
  - ④ 川北町住民課

## 質問2 希望届を国へ提出したら、すぐに住宅防音工事が実施できますか

希望届提出後、国から住宅防音工事希望届受理通知票を送付します。工事の実施時期（見込み）については、当該受理通知票に記載されていますので、参考にしてください。

その後、工事を行う時期がきましたら、国から住宅防音事業補助金申込書（以下、交付申込書という）を配布しますが、国の予算の都合上、希望届の提出から交付申込書の配布まで、相当の期間を要する場合があります。をご了承ください。

近畿中部防衛局ホームページに交付申込書の配布状況を掲載しています。

[交付申込書配布状況](#) (ホームページにリンクしています)

## 質問3 交付申込書を提出すれば、住宅防音工事が出来るのですか

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断することになります。 場合によっては対象とならないことがあります。

## 質問4 交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか

以下の書類が必要となります。

- ① 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）又は家屋所在証明書
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）※機能復旧工事を申し込む際は不要
- ③ 運転免許証等(注)の写し

(注) 運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるもの

(借家の場合は所有者と借家人両者のもの)

※ ただし、交付申込書提出時若しくは現地調査時に運転免許証等又はマイナンバーカードで直接本人確認ができる場合には運転免許証等の写しの添付は不要です。

※ 住民票、マイナンバーカードの写し等の「個人番号」が記載された書類及び健康保険の被保険者証の写し等の「被保険者等記号・番号等」が記載された書類については、「個人番号」及び「被保険者等記号・番号等」に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

①及び②は交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出して下さい。

※ 住民票等を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建てられた住宅かを確認することをお勧めします。

また、「告示日以降に住宅を建て替えた」「借家人が外国籍」「相続等による名義変更が未済」などの場合には、別途提出していただく書類がありますので、近畿中部防衛局までお問い合わせ下さい。

### 3. 住宅防音工事の補助の内容について

質問1 県外の大学に通うために独り暮らしをしていた息子が最近自宅に戻り、一緒に住み始めましたが、息子を加えた世帯人数で住宅防音工事の申し込みができますか

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方は、結婚や出生等、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に関する世帯人員の対象となりません。

また、交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方は、現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の可能性」を確認させていただき、それらを踏まえ補助対象となる居室数の決定に関する世帯人員の対象の可否を判断します。

なお、補助対象となる居室数の決定に関する世帯人員の対象になった場合には、助成の手続きとなる交付申請書の提出時に、改めて住民票等を提出していただきます。

質問2 工事対象室に食堂兼台所（DK）を含めることはできますか

食堂兼台所（DK）については、4.5帖以上の広さがあり、国又は国が委託した業者による現地調査時に食堂として使用している実態の聞き取り及び食卓及び椅子等の設置状況を確認したうえで、対象の可否を判断します。

なお、住宅防音工事の対象となる部屋は、住宅の居室であり、専用調理室（台所）、区画された玄関、浴室等は、原則として対象となりません。

質問3 防音工事と併せて、床等の張り替え工事も出来ますか

可能ですが、その分は自己負担となります。

詳しくは、近畿中部防衛局までお問い合わせ下さい。

質問4 防音工事を希望する居室に既にエアコンが設置されている場合に、エアコンは補助されますか

現地調査の際、防音工事を希望する居室にエアコンが設置されていることが確認された場合には、当該居室は防音工事でのエアコンの補助の対象外となり、設置されていない場合には、設置基準での補助になります。

ただし、エアコンの補助を受けるため、故意に既存のエアコンを撤去又

は移設した場合には、補助の対象となりません。

交付申込書提出に合わせ、国による現地調査時に、そのような撤去又は移設をしていない旨の申告書を提出していただきます。

質問5 工事希望室に設置されているエアコンが故障していたり、能力が低下している場合はエアコンの補助対象となりますか

自ら設置されたエアコンについては、ご自身で維持管理するものとなりますので、補助対象とはなりません。

質問6 自らが設置したエアコンが住宅防音工事の後に故障したら、国が修理・交換してくれますか

自ら設置されたエアコンについては、ご自身で維持管理するものとなりますので、補助対象とはなりません。

質問7 新規、追加防音工事で部屋の工事は終わっており、今回防音区画改善工事で廊下、玄関のみを希望したいのですが、希望届を提出することができるのですか

追加防音工事又は一挙防音工事が完了した日から10年以上経過し、防音区画改善工事の対象となる住宅に該当する場合は、ユーティリティ一部分（廊下、玄関等）のみを希望することが出来ます。

質問8 以前復旧工事で交換していただいた建具（サッシ）が故障したのですが、再度復旧工事の希望届を提出することは出来るのですか

防音建具の機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

なお、空気調和機器の機能復旧工事については、再復旧の希望届の受付を行っております。

## 4. その他

質問1 工事請負業者がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者を指定しているのですか

国が工事請負業者を指定、斡旋することはありません。

工事請負業者は皆様方ご本人の意思および責任において選んでいただきます。

質問2 工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか

皆様方ご本人が国からの交付決定通知後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。

質問3 住宅防音工事を実施した家を売りたいのですが

所要の手続きが必要となりますので、近畿中部防衛局までお問い合わせ下さい。

質問4 住宅防音工事を実施した家を建替えしたいのですが

所要の手続きが必要となりますので、近畿中部防衛局までお問い合わせ下さい。